

## 別紙 管理番号 76「新型コロナウイルス感染症対応における医療体制の整備等に係る権限の都道府県から指定都市への一部移譲」 回答

新型コロナウイルス感染症対策においては、都道府県のほか、保健所設置市区において、行政検査、入院勧告や自宅療養者の健康観察等を行っていただく中で、国と自治体が連携して対応してきた。ただし、新型コロナウイルス感染症の患者に対する医療提供体制の確保等については、広域的な観点が必要であり、都道府県が大きな役割を担っている。

宿泊施設については、新型コロナウイルス感染症の患者の病状や、県内全域の感染者数、医療提供体制の確保の状況等を踏まえつつ、広域的に調整することにより、過不足なく効率的に確保できると考えられることから感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第7項において、都道府県知事が必要な宿泊施設の確保に努めなければならないこととしている。

一方で、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」に関するQ&Aについて（その10）（令和3年3月24日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）でお示ししているとおり、本規定によって指定都市を含む保健所設置市区において自ら施設を確保しようとすることは一義的に妨げられるものではなく、都道府県と保健所設置市区の合意の上で、保健所設置市区が宿泊施設の確保を行うことは可能である。

保健所設置市区においては、必要に応じて都道府県との間で調整・連携して対応いただきたいと考えている。

臨時の医療施設については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の2第1項の規定において、新型インフルエンザ等緊急事態において、多くの感染者及び死亡者が発生することが想定されることから、こうした事態に的確に対応すべく、比較的広域的な性格を有する都道府県知事に対し、臨時の医療施設において医療を提供する責務を有することを示すものである。

一方で、都道府県が臨時の医療施設を開設し、同条第2項の規定に基づき当該施設の運営を市区町村に委託することは可能であり、実際に都道府県が設置した臨時の医療施設について市区町村が運営しているケースもある。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の対応においても、令和2年5月に神奈川県で臨時の医療施設を開設以降、ピーク時には33都道府県で82施設（6,270人分定員）が確保されたと承知している。

なお、臨時の医療施設の設置・運営等に当たっては、施設が所在する市区町村や医療機関、救急体制との綿密な連携が必要であるため、今後も、提案団体におかれては、都道府県と連携をしていただきたい。

(別紙)

	(1)紙書類による手続き【現行】	(2)都道府県がオンライン申請システムを構築【今回の提案】	(3)市町村がオンライン申請システムを構築【理想】	(4)国がオンライン申請システムを構築【最終的な理想】
申請から判定までの流れ	①申請者は市町村役場に出向いて書類を提出 ②市町村で書類を審査し、都道府県に送付 ③都道府県で書類を審査し、認定or却下の判定。 ④判定結果を市町村へ送付。 ⑤市町村から申請者に対して判定結果を通知。	①申請者はオンラインシステムで申請。 ②都道府県で申請データを受理し、該当市町村へ送付。 ③市町村でデータを受理、審査のうえ都道府県へ返送。 ④都道府県でデータを審査し、認定or却下の判定。 ⑤判定結果を市町村へ送付。 ⑥市町村から申請者に対して判定結果を通知。	①申請者はオンラインシステムで申請。 ②市町村でデータを受理、審査のうえ都道府県へ返送。 ③都道府県でデータを審査し、認定or却下の判定。 ④判定結果を市町村へ送付。 ⑤市町村から申請者に対して判定結果を通知。	①申請者はオンラインシステムで申請。 ②市町村でデータを受理、審査のうえ都道府県へ返送。 ③都道府県でデータを審査し、認定or却下の判定。 ④判定結果を市町村へ送付。 ⑤市町村から申請者に対して判定結果を通知。
判定までの日数等	2週間程度	1週間程度 ※書類の送付にかかる日数が縮小される	数日～1週間程度 ※(2)と比較して都道府県から申請データを市町村へ送付する日数が縮小される	数日～1週間程度 ※(2)と比較して都道府県から申請データを市町村へ送付する日数が縮小される
申請者のメリット		・市町村役場に出向くことなく申請を行うことができる(郵送の場合も投函するなどの手間を省くことができる) ・申請から判定までの期間が縮小される	・市町村役場に出向くことなく申請を行うことができる(郵送の場合も投函するなどの手間を省くことができる) ・申請から判定までの期間がより縮小される	・市町村役場に出向くことなく申請を行うことができる(郵送の場合も投函するなどの手間を省くことができる) ・申請から判定までの期間がより縮小される
課題	・多くの申請者は市町村役場に出向いて申請を行っており、負担が生じている。 ・申請から判定まで時間がかかる。	・(3)、(4)と比較して判定までの日数が増加する	・小規模な自治体ではオンライン申請システムの構築が進まない	

\*「判定までの日数等」については、都道府県が審査を行うにあたって判定機関への照会を行う日数等は考慮していない。

## 保険給付費等交付金交付スケジュール(予定)

### 1 療養の給付等【直接支払(確定払)】

【令和4年度】

月	診療報酬請求書閲覧開始日から交付金支払までの期間															診療報酬請求書閲覧開始から県への交付金申請書到着までの日数 (土日祝日除く)
5月 (3月診療分)	4月28日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	4日
	木	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
	診療報酬請求書閲覧開始(連→市)						交付金申請書到着(市→県)			交付決定(県→市)					交付金支払(県→連)	
6月 (4月診療分)	2日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	4日
	木	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
	診療報酬請求書閲覧開始(連→市)				交付金申請書到着(市→県)					交付決定(県→市)			交付金支払(県→連)			
7月 (5月診療分)	1日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	4日
	金	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
	診療報酬請求書閲覧開始(連→市)			交付金申請書到着(市→県)					交付決定(県→市)			交付金支払(県→連)				
8月 (6月診療分)	3日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	4日
	水	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
	診療報酬請求書閲覧開始(連→市)					交付金申請書到着(市→県)						交付決定(県→市)			交付金支払(県→連)	
9月 (7月診療分)	1日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	4日
	木	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
	診療報酬請求書閲覧開始(連→市)			交付金申請書到着(市→県)					交付決定(県→市)			交付金支払(県→連)				
10月 (8月診療分)	3日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	4日
	月	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
	診療報酬請求書閲覧開始(連→市)			交付金申請書到着(市→県)						交付決定(県→市)					交付金支払(県→連)	
11月 (9月診療分)	2日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	4日
	水	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
	診療報酬請求書閲覧開始(連→市)					交付金申請書到着(市→県)					交付決定(県→市)			交付金支払(県→連)		
12月 (10月診療分)	2日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	4日
	金	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
	診療報酬請求書閲覧開始(連→市)				交付金申請書到着(市→県)					交付決定(県→市)			交付金支払(県→連)			
1月 (11月診療分)	12月28日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	4日
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
	診療報酬請求書閲覧開始(連→市)						交付金申請書到着(市→県)			交付決定(県→市)					交付金支払(県→連)	
2月 (12月診療分)	2日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	4日
	木	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
	診療報酬請求書閲覧開始(連→市)				交付金申請書到着(市→県)					交付決定(県→市)			交付金支払(県→連)			
3月 (1月診療分)	2日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	4日
	木	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
	診療報酬請求書閲覧開始(連→市)				交付金申請書到着(市→県)					交付決定(県→市)			交付金支払(県→連)			
3月 (2月診療分)	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	未定
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
							診療報酬請求書閲覧開始日未定								交付金支払(県→連)	

※1 県:群馬県 市:市町村 連:国保連合会

※2 上記日程は予定であり、確定した日程を毎月通知

## 2 現物高額・柔道整復、審査支払手数料【直接支払(確定払)】

【令和4年度】

月	請求書閲覧開始日から交付金支払までの期間															請求書閲覧開始から 県への交付金申請書 到着までの日数 (土日祝日除く)
4月 (4月 決定分)	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	4日
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
	診療報酬 請求書 閲覧開始 (連→市)				交付金 申請書 到着 (市→県)					交付決定 (県→市)					交付金 支払 (県→連)	
5月 (5月 決定分)	4月28日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	4日
	木	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
	診療報酬 請求書 閲覧開始 (連→市)				交付金 申請書 到着 (市→県)					交付決定 (県→市)					交付金 支払 (県→連)	
6月 (6月 決定分)	2日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	4日
	木	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
	診療報酬 請求書 閲覧開始 (連→市)				交付金 申請書 到着 (市→県)					交付決定 (県→市)				交付金 支払 (県→連)		
7月 (7月 決定分)	1日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	4日
	金	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
	診療報酬 請求書 閲覧開始 (連→市)			交付金 申請書 到着 (市→県)					交付決定 (県→市)				交付金 支払 (県→連)			
8月 (8月 決定分)	3日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	4日
	水	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
	診療報酬 請求書 閲覧開始 (連→市)				交付金 申請書 到着 (市→県)					交付決定 (県→市)				交付金 支払 (県→連)		
9月 (9月 決定分)	1日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	4日
	木	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
	診療報酬 請求書 閲覧開始 (連→市)			交付金 申請書 到着 (市→県)					交付決定 (県→市)				交付金 支払 (県→連)			
10月 (10月 決定分)	3日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	4日
	月	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
	診療報酬 請求書 閲覧開始 (連→市)			交付金 申請書 到着 (市→県)					交付決定 (県→市)				交付金 支払 (県→連)			
11月 (11月 決定分)	2日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	4日
	水	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
	診療報酬 請求書 閲覧開始 (連→市)				交付金 申請書 到着 (市→県)					交付決定 (県→市)			交付金 支払 (県→連)			
12月 (12月 決定分)	2日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	4日
	金	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
	診療報酬 請求書 閲覧開始 (連→市)				交付金 申請書 到着 (市→県)					交付決定 (県→市)			交付金 支払 (県→連)			
1月 (1月 決定分)	12月28日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	4日
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
	診療報酬 請求書 閲覧開始 (連→市)				交付金 申請書 到着 (市→県)					交付決定 (県→市)			交付金 支払 (県→連)			
2月 (2月 決定分)	2日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	4日
	木	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
	診療報酬 請求書 閲覧開始 (連→市)				交付金 申請書 到着 (市→県)					交付決定 (県→市)			交付金 支払 (県→連)			
3月 (3月 決定分)	2日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	4日
	木	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
	診療報酬 請求書 閲覧開始 (連→市)				交付金 申請書 到着 (市→県)					交付決定 (県→市)			交付金 支払 (県→連)			

※1 県:群馬県 市:市町村 連:国保連合会

※2 上記日程は予定であり、確定した日程を毎月通知

### 3 高額償還等【確定払】

【令和4年度】

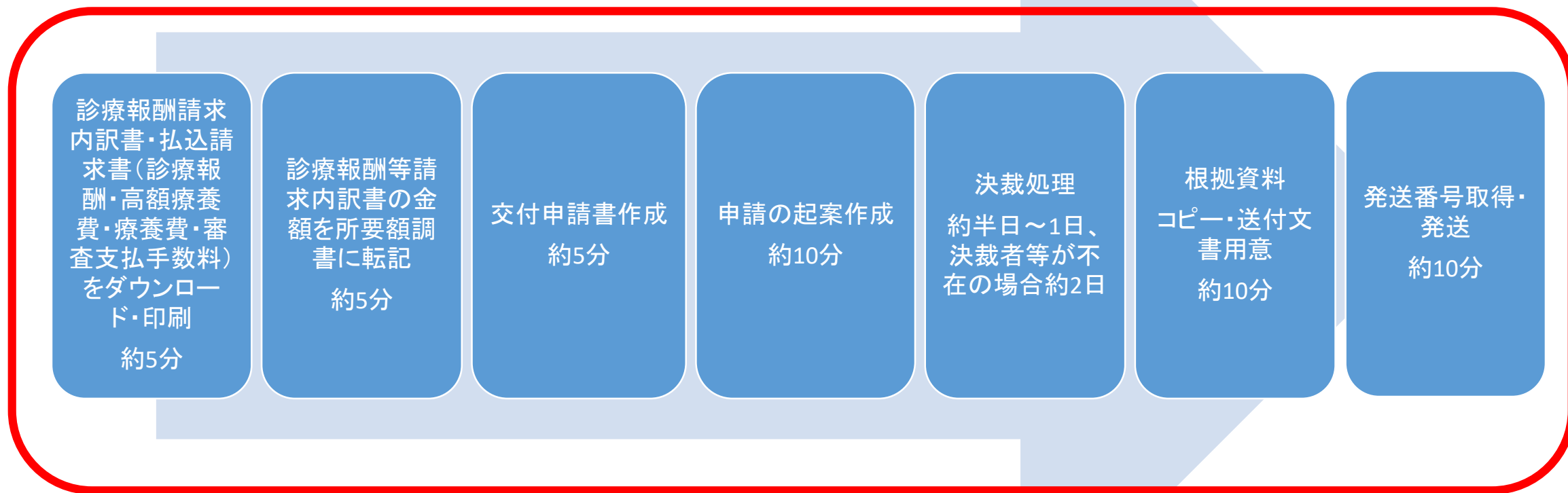
月	市町村から県への交付申請書到着から交付金支払までの期間																
	26日	27日	28日	29日	30日	31日	5月1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
4月 (4月決定分)	火	水	木	金	土		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
		交付金申請書到着(市→県)							交付金申請書到着(市→県)			交付金決定(県→市)					交付金支払(県→市)
5月 (5月決定分)	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						交付金申請書到着(市→県)			交付金決定(県→市)					交付金支払(県→市)			
6月 (6月決定分)	日	月	火	水	木		7月1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
					交付金申請書到着(市→県)							交付金決定(県→市)			交付金支払(県→市)		
7月 (7月決定分)	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
				交付金申請書到着(市→県)					交付金決定(県→市)					交付金支払(県→市)			
8月 (8月決定分)	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
						交付金申請書到着(市→県)						交付金決定(県→市)		交付金支払(県→市)			
9月 (9月決定分)	月	火	水	木	金		10月1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
					交付金申請書到着(市→県)							交付金決定(県→市)					交付金支払(県→市)
10月 (10月決定分)	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
						交付金申請書到着(市→県)				交付金決定(県→市)					交付金支払(県→市)		
11月 (11月決定分)	土	日	月	火	水		12月1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
					交付金申請書到着(市→県)							交付金決定(県→市)			交付金支払(県→市)		
12月 (12月決定分)	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
	交付金申請書到着(市→県)									交付金決定(県→市)						交付金支払(県→市)	
1月 (1月決定分)	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						交付金申請書到着(市→県)			交付金決定(県→市)					交付金支払(県→市)			
2月 (2月決定分)	日	月	火				3月1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
			交付金申請書到着(市→県)						交付金決定(県→市)						交付金支払(県→市)		
3月 (3月決定分)	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
						交付金申請書到着(市→県)											交付金支払(県→市)

※1 県：群馬県 市：市町村

※2 上記日程は予定であり、確定した日程を毎月通知

# 保険給付費等交付金(国保連分) 申請

□ ..忙しい期間



## <R4.5月分の例>

4/28(木) 請求内訳書公開日  
(国保連診療報酬支払分の総額の通知)  
申請書作成

4/29(金)~5/1(日) 閉庁日

5/2(月) 起案文書回付  
(5/6(金)までに決裁)

5/3(火)~5/5(木) 閉庁日

郵送発送 5/6(金)

5/7(土)~5/8(日) 閉庁日

県へ申請×切  
5/10(火) 必着

# 交付決定

交付決定通知  
收受  
5分

調定処理  
5分

調定の起案  
10分

決裁処理  
半日～1日、  
決裁者等が不在の場合  
2日程度

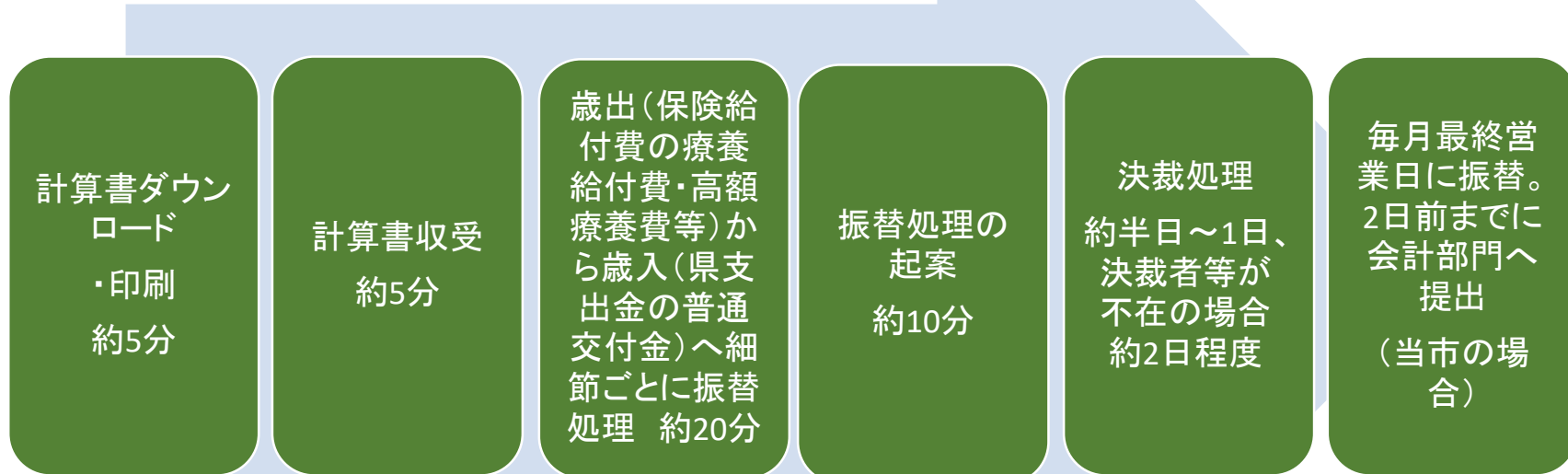
5/13(金)県から交付決定通知予定  
(予定がずれ込むこともあり)  
調定処理

5/13(金)調定の起案文書回付  
(5/16(月)までに決裁)

5/14(土)～5/15(日)閉庁日

5/16(水)に国保連から計算書が通知  
され振替処理を行うため、それまでに  
決裁処理

# 振替処理



5/18(水) 国保連より計算書通知  
振替処理

5/18(水) 振替の起案文書回付  
調定書を根拠書類として添付

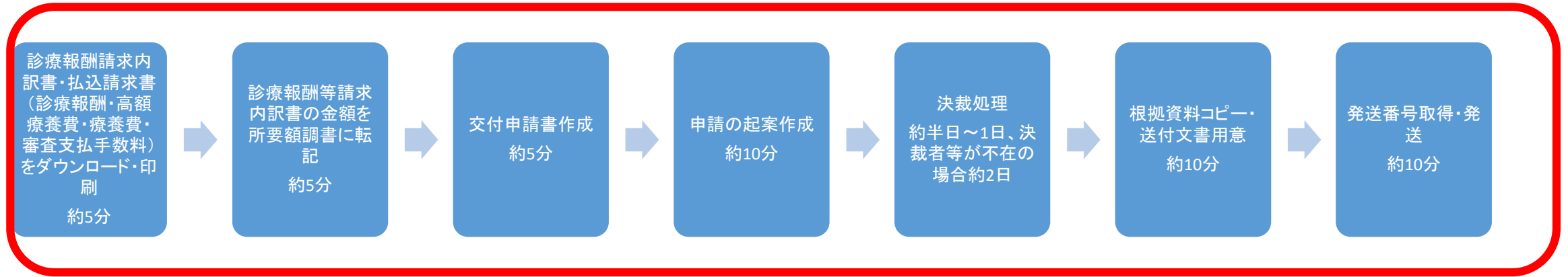
5/27(金) 振替日の2営業日までに会計課へ

5/31(火) 月末開庁日に振替



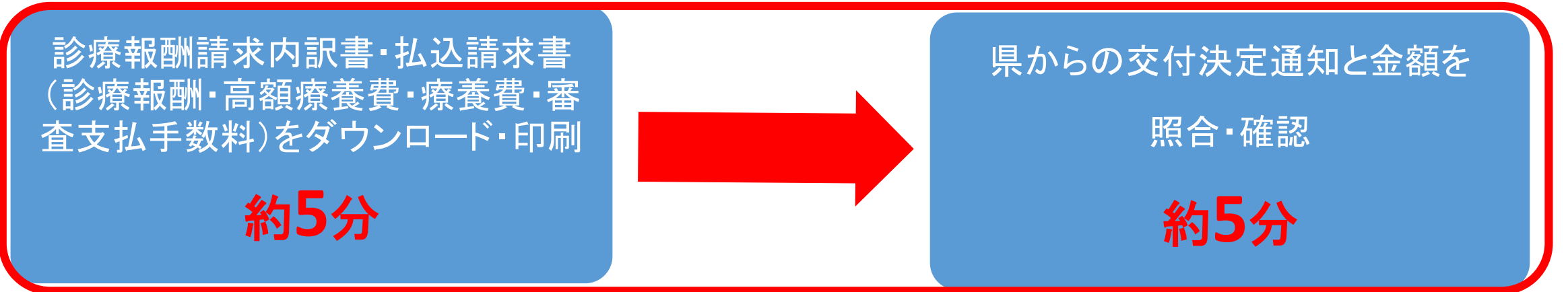
# 保険給付費等交付金(国保連分)

# 申請事務負担の軽減される所要時間



合計2日と45分

合計 **10分**



※確認した書類は県からの交付決定通知に添付し調定処理

## 【介護扶助運営要領第1-2-(4)-イに基づき対応】の補足

「生活保護法による介護扶助の運営要領について（平成12年3月31日厚生省社会・援護局長通知（介護扶助運営要領）」では、関係機関等との連携に関し、第1-2-(4)都道府県介護保険担当部局のイにおいて、生活保護の指定介護機関の指定の状況把握等のために、介護保険の指定又は開設許可を行った介護機関（市町村が指定した地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者及び第1号事業のサービスを実施する者（以下「第1号事業サービス実施者」という。）を含む。）に関する情報を提供すること、と示されている。

当府では、上記規定に基づき、介護保険部局が大阪府国民健康保険団体連合会から取り寄せた府内市町村の指定データを毎月生活保護部局へ提供してもらうことで、みなし指定等でも支障なく事務が遂行できており、介護機関及び行政で業務負担が軽減されている状況である。

併せて、指定取消情報についても、みなし指定の介護事業者に限らず、毎月全ての介護事業者指定取消情報の情報提供も受けている。

したがって、届出先が事業の種別により異なる場合があるため事務負担が生じるとの1次回答については実務の現状にそぐわない内容となっている。

## 介護扶助運営要領第1-2-(4)

## 第一 介護扶助運営方針

## 二 関係機関等との連携

## (四) 都道府県介護保険担当部局

都道府県介護保険担当部局に対して、生活保護の指定介護機関に係る指定に関し、次の依頼を行い、必要な協力を得ること。

ア 都道府県又は市町村の介護保険担当部局は、介護保険の指定又は開設許可の申請があった介護機関に対して、以下の事項について周知すること。

(ア) 介護保険法の規定による指定又は開設許可があったときは、生活保護法第五四条の第二項の規定により、当該介護機関は、生活保護の指定介護機関として指定を受けたものとしてみなされること。

(イ) 地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く介護機関が、生活保護の介護機関に係る指定を不要とする場合には、介護保険法の指定又は開設許可申請の際、生活保護の介護機関に係る指定を不要とする旨と併せて、当該介護機関の名称及び所在地、開設者及び管理者の氏名及び住所並びに当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類を記載した申出書を当該介護機関の所在地を所管する都道府県（指定都市及び中核市を含む。）の生活保護担当部局（国の開設した介護老人保健施設又は介護医療院にあつては、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長）に提出すること。

イ 生活保護の指定介護機関の指定の状況把握等のために、介護保険の指定又は開設許可を行った介護機関（市町村が指定した地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者及び第1号事業のサービスを実施する者（以下「第1号事業サービス実施者」という。）を含む。）に関する情報を提供すること。

(別紙)

管理番号 173「都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間の見直し」、管理番号 258  
「食品衛生監視指導計画の弾力化及び毎年度の策定を不要とし策定後の国への報告を省略可能とすること」回答

食品は国民の生活及び健康に密接な関わりを有し、かつ、食中毒は国民の健康を害し、場合によっては、生命の危機に直結するものである。新型コロナウイルス感染症への対応で保健所業務が逼迫している現状は承知しているが、感染症対策同様、食中毒対策や食品表示の適正確保も国民の生命と健康を保護する観点では非常に重要な施策である。

<毎年度の計画策定の必要性について>

都道府県等食品衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）の規定が新設された平成 15 年の食品衛生法改正の際に、BSE 問題や食品偽装等の食品安全の根幹を揺るがす諸問題への対応に関する反省を踏まえた食品安全行政のあり方について様々な議論が行われ、その結果、国民が危害に晒される可能性がある場合、事故への事後的な対応ではなく、可能な範囲で事故を未然に防ぎ、リスクを最小限にするための国際的なシステムであるリスク分析<sup>\*1</sup>の手法が食品衛生行政に取り入れられることとなった。この検討の過程において、リスク分析の1つの構成要素であるリスク管理は、消費者をはじめとした全ての関係者と協議をしながら、消費者の健康の保護を第一の要素とし、その他、有用性、社会的な影響の要素を総合的に考慮して、適切な政策・措置を決定・実施する過程として位置づけられており、透明性を持つと同時に、採用された政策の結果は、常にモニタリングされ、再評価されなければならないこととされた。

加えて、食品安全に関する状況は次の①～③に示すとおり、毎年度変化しうるものであり、これらを踏まえると、引き続き、毎年度、計画の見直しを行い、新たな計画を策定し、適切な監視指導を実施する体制を整えることは、国民の生命、健康を保護するために必要である。

- ① 大規模食中毒等の事案以外にも、食の安全に関する事件は毎年度発生しており、事件が起きてからの事後的な対応のみではなく、このような事件をどのように防いでいくのかを常に検討していくことが重要である。そのためには、食品施設の状況のみならず、食品供給工程の実態、食品等事業者の衛生管理の実施状況、食中毒の発生状況、食品等の違反の発生状況、食品衛生に関する人材の育成状況等、常に変化する地域の実情を適切に把握した上で、対応を検討していく必要がある。
- ② 近年の技術の進展等による新たな営業形態や新開発食品の創出により、新たな危害等が発生するおそれがあり、また、提案自治体の意見にもあるように、技

術の進展を踏まえて監視指導のあり方を随時見直すことの必要性も高まっている。

- ③ 国内流通食品の収去検査や食品等事業者の監視指導等を行うのは、各都道府県知事等により任命された食品衛生監視員であり、食品の安全を確保するためには、その配置状況を勘案するとともに、生産から加工・流通・保存・調理・消費までの各段階においてアプローチを行うことが重要であることから、食品衛生主管部局以外の関係部局等の状況も勘案し、毎年度適切な監視指導等のあり方について検討していく必要がある。

※1 国連食糧農業機関（FAO）／世界保健機関（WHO）が合同で設立したコーデックス（国際食品規格）委員会が提案した概念。リスク管理、リスク評価及びリスクコミュニケーションの3つの要素から構成される。

#### <意見聴取の必要性について>

住民からの意見聴取の規定が食品衛生法に追加された平成15年当時、不透明な政策決定過程、情報公開の不徹底や消費者の理解不足といった問題点が指摘され、また、当時の国民の世論としても監視指導計画の策定には消費者が参加すべきである旨との意見が強かった。このような背景を踏まえても、食品衛生上の施策である各自治体の監視指導のあり方や監視指導計画の変更の必要性の有無については、住民から意見を聴取した上で決定されるべきものであり、行政側の判断のみによって決定すべきものではないと考える。なお、食品衛生法上、意見聴取の規定が設けられることになったが、意見聴取の方法については規定しておらず、パブリックコメント以外の手法により、関係者からの意見聴取を適切に実施できるのであれば、自治体の判断において意見聴取の方法を決定することが可能である。

#### <国の関与の必要性について（国への報告等）>

食品衛生法上、監視指導計画の策定事務は、自治事務とされている。他方、食品衛生法第30条に基づき都道府県知事等が食品衛生監視員に行わせる監視指導のうち、営業許可に付随する義務の遵守状況を確認するために行う営業施設等の監視指導は自治事務とされているものの、それ以外の不良品の発見、排除等のために行う営業施設等の監視指導は法定受託事務とされている。そのため、例えば、施設数が最も多い飲食店営業施設への監視指導においても、自治事務と法定受託事務が混在している状況である。監視指導計画の策定に関し、監視指導計画は国の策定する指針<sup>\*2</sup>に則して策定するものであり、また、監視指導計画の中で、法定受託事務である監視指導の計画も定められることを踏まえると、国への報告等の一定の関与は引き続き必要であると考えている。

※2 全国で統一的に監視指導を実施し、また、地方自治体の負荷を軽減するため、国が指針を定め、その指針に基づき、監視指導計画を定めるようになっている。

<今後の対応方針>

なお、監視指導計画の報告についてメール報告が可能であること等、事務の簡素化のための対応については、今後、改めて周知することとしたい。